

四日市市感染症予防計画について

1. 感染症予防計画の記載事項について

都道府県及び保健所設置市の予防計画において、記載事項として求められている項目・数値目標は次のとおりです。（予防計画において、必須の事項は○で、任意の事項は△で示しています。）

表1 予防計画に記載が求められている項目

No	基本指針の項目	都道府県	保健所設置市
1	感染症の予防の基本的な方向	△	—
2	感染症の発生の予防、まん延の防止のための施策	○	○
3	感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究	○	△
4	病原体等の検査の実施体制、検査能力の向上	○	○
5	感染症に係る医療提供体制の確保	○	—
6	感染症の患者の移送のための体制確保	○	○
7	宿泊施設の確保	○	△
8	外出自粛対象者等の環境整備	○	○
9	感染症の予防・まん延防止のための総合調整・指示の方針	○	—
10	感染症対策物資等の確保	△	—
11	感染症に関する啓発、知識の普及、感染症の患者等の人権の尊重	△	△
12	感染症の予防に関する人材の養成、資質の向上	○	○
13	感染症の予防に関する保健所の体制確保	○	○
14	緊急時における感染症の発生の予防、まん延の防止、病原体の検査の実施、医療の提供のための施策	○	○

表2 予防計画において求められている数値目標

No	数値目標を設定する事項	都道府県	保健所設置市
1	協定締結医療機関（入院）の確保病床数	○	—
2	協定締結医療機関（発熱外来）の機関数	○	—
3	協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の機関数	○	—
4	協定締結医療機関（後方支援）の機関数	○	—
5	協定締結医療機関（人材派遣）の機関数	○	—
6	個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関数	○	—
7	検査の実施件数（実施能力）、検査設備の整備数	○	○
8	協定締結宿泊施設の確保居室数	○	△
9	医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数	○	○
10	保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なIHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数）	○	○

2. 四日市市感染症予防計画の検討の方向性について

「四日市市感染症予防計画」の策定において、県の予防計画との整合性を確保しつつ、下記の3つの方向性で検討を行います。また、具体的な検討の内容については、表3のとおりです。

<検討の方向性>

- ①感染拡大を可能な限り抑え、市民の生命及び健康を保護します。
- ②市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小になるよう対応を講じます。
- ③外部の専門人材による業務支援、民間事業者への外部委託やICTを活用した業務の効率化を推進し、感染症の有事に対応できるよう、保健所の体制強化を図ります。

表3 「四日市市感染症予防計画」策定における検討の方向性

予防計画	項目	内容・課題	検討の方向性
No. 2 感染症施策	情報収集	●国県と連携し感染症及び病原体等に関する情報の収集を進める ・健康危機に対し総合的なマネジメントを行う人材の確保	●保健所長を補佐し、健康危機への備えや発生時の対処等を統括する統括保健師の配置を検討 ●迅速な情報収集、発生状況等の公表のため、国県や関係団体と連携を強化、医療DXを推進
No. 3 情報収集	発生状況等の公表	●感染症のまん延防止のため、発生状況等について、公表を行う ・発生状況等の迅速な公表	
No. 4 検査体制	検体検査	●主に県の保健環境研究所で検体検査を実施 ・流行初期において感染の急激な拡大から検査需要が増大	● <u>医療機関等と連携し、PCR検査体制を充実</u> ● <u>行政検査(PCR)の拡充を検討</u>
No. 6 患者の移送	患者の移送	●患者を医療機関へ移送 ・感染の急激な拡大により、移送件数が増大	●消防機関との連携 ●民間事業者へ外部委託
No. 7 宿泊施設の確保	宿泊施設の確保	●病床がひっ迫したことから、軽症者の宿泊療養が法定化 ・宿泊施設の確保が課題	●広域的な体制整備が必要なことから、県と協力して宿泊施設を確保
No. 11 普及啓発	市民への普及啓発	●感染症予防、まん延防止に関する情報の発信 ・感染症に対する市民の不安払拭	●感染症予防に関する知識や対応方法等を迅速に広報・周知するための手法を精査 ●患者等への偏見や差別の解消
No. 12 人材養成、資質向上	積極的疫学調査	●行動履歴や家族の感染状況等を聞き取り ・感染拡大による調査業務ひっ迫	●保健所業務の外部委託やICTを活用 ●外部専門人材による業務支援体制を確保

No. 13 保健所の 体制強化	施設調査	●高齢者施設、学校等を調査し、 感染経路、濃厚接触者等を特定 ・感染拡大による調査業務ひっ迫	●保健所長を補佐し、健康危機への備えや発生時の対処等を統括する統括保健師の配置を検討
	健康観察	●療養期間中における健康状態を聞き取り ●医師会等の協力による健康観察 ・感染拡大による業務ひっ迫	● <u>I H E A T要員等の確保及び保健所職員も対象とした研修や訓練を実施し健康危機に対応できる人材を育成</u>

3. 予防計画において求められている数値目標について

(1) 検査の実施件数（実施能力）、検査設備の整備数について

① 検査の実施件数（件/日）

対応時期	【流行初期】（初動対応）		【流行初期期間経過後】	
対応自治体	三重県	四日市市	三重県	四日市市
県・市数値目標 ※四日市市分は内数	480件/日	(60件/日)	5,095件/日	(847件/日)

② 四日市市保健所における将来的な検査の実施件数（実施能力）の拡充（案）

- ・上記数値目標の件数に加え、さらに、将来的により迅速に検査を受けられるような体制を整え、感染拡大の防止を図るため、検査を実施する施設を整備するなど、市独自の検査能力の保有を検討

	【流行初期】（初動対応）	【流行初期期間経過後】
市保健所	30件/日	60件/日

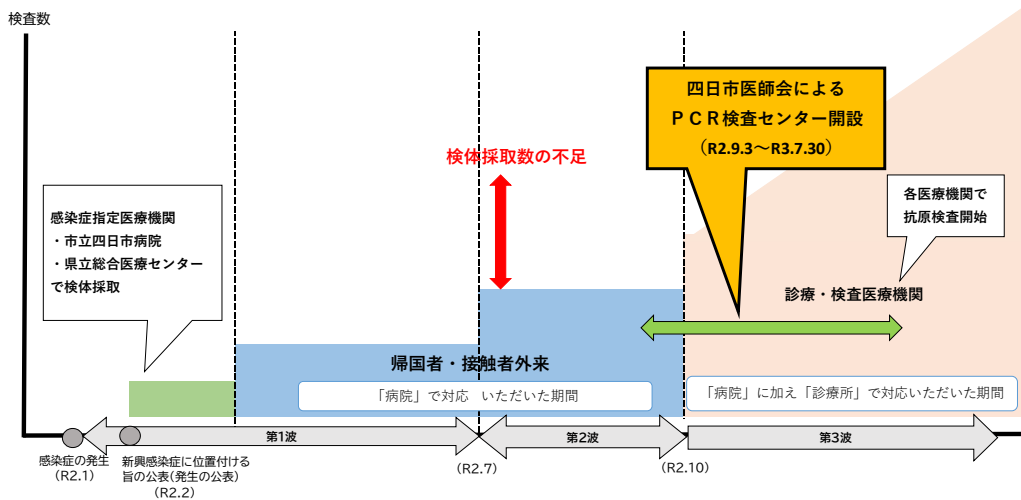
※①検査の実施件数（件/日）の県・市数値目標には含まれない

- ・市内の民間検査機関や大学等と連携し、近隣でより迅速な検査の実施体制について検討

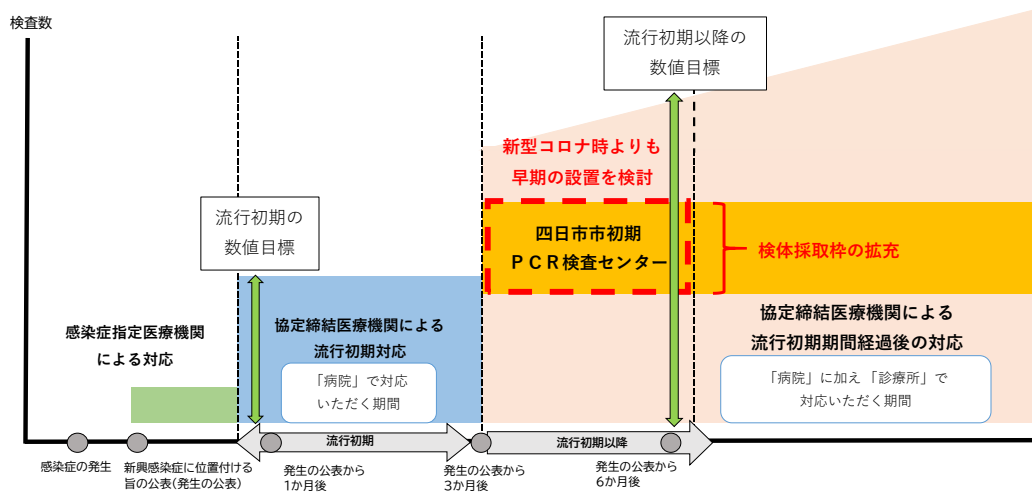
③検体採取体制の強化（案）

新興感染症が発生した際に、早期の段階から検査を円滑に実施できるよう四日市医師会と市保健所の連携のもと、「四日市市初期PCR検査センター」の設置を以下のように検討

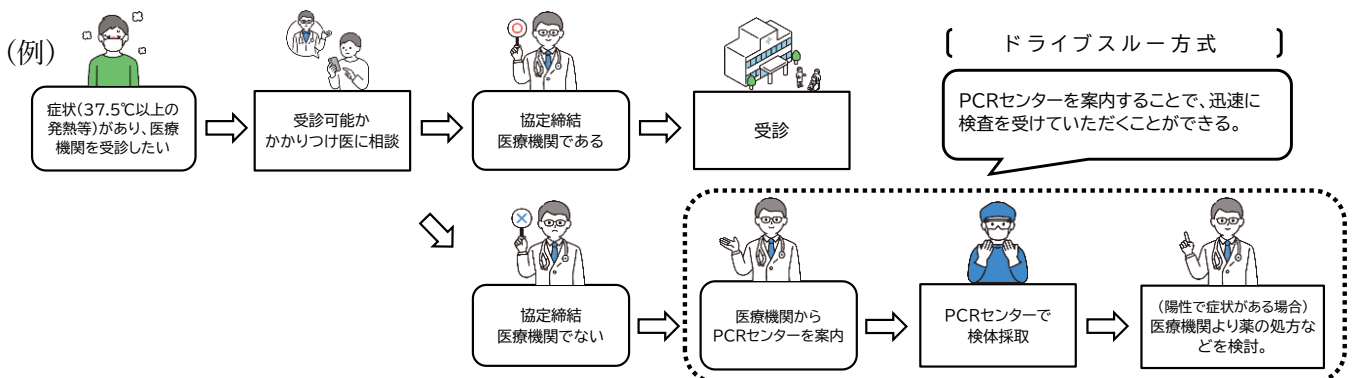
・新型コロナウイルス感染症発生時の検査体制



・今後の新興感染症発生時における検査体制（案）



・初期PCR検査センターの設置することで、下記のフローのように、より多くの方に迅速に検査を受けていただく体制の整備を目指します。



(2) 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数について

- ・保健所職員等における研修等の目標回数を以下のとおりとする。

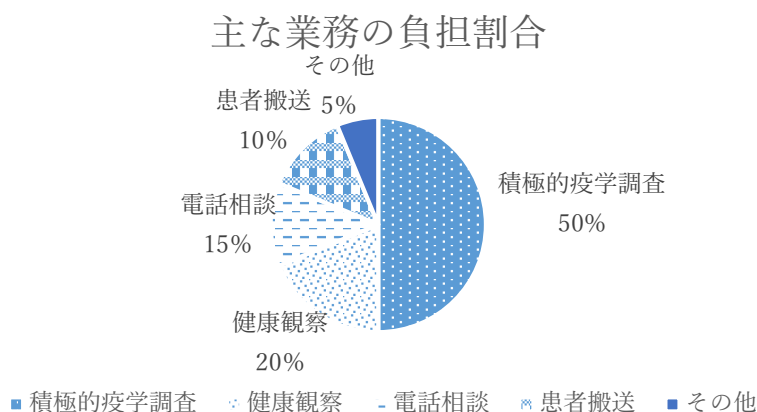
研修・訓練の実施回数 ⇒ 【年1回以上の実施】

(3) 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能な I H E A T 要員の確保数（I H E A T 研修受講者数）について

- ・第6波と同規模の感染が流行初期に発生した場合の、流行開始から1ヵ月間の業務量に対応可能な人員確保数を想定

【市職員】

- ・第6波時の1日あたりの最大陽性者数(178人)に対応できる応援体制とする。
(動員者数合計80人で対応)



【I H E A T】

- ・即応可能な I H E A T 要員の確保数⇒10名以上の確保を目指す。